

# 他の教育機関からの複合型生産システム工学プログラム履修生の取扱いについて

〔平成 18 年 4 月 1 日〕  
教務主事裁定

他の教育機関からの複合型生産システム工学プログラム履修生（専攻科入学生及び第 4 学年編入学生で本校専攻科等への進学を希望する学生）については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 複合型生産システム工学プログラム（以下「プログラム」という。）で必要とする人文社会及び外国語、数学・自然科学・情報技術、基礎工学、専門工学、専門展開等の分野において単位不足の科目が存在する場合、不足する単位を特別に開講する授業や平常授業の受講により修得しなければならない。また、学習保証時間の規定により単位修得の必要が求められない場合でも、他の教育機関における学習内容からプログラムを履修するために必要な能力が不足していると認められる場合には、補講等を経て試験により該当科目の能力認定を受けなければならない。
- 2 対象となる科目
  - (1) プログラムの科目のうち、第 4 学年及び第 5 学年開講科目に対して単位認定が受けられなかった科目（専攻科入学生）
  - (2) プログラムの中で学習保証時間の規定により単位修得の必要が求められない科目でも学習内容から能力認定が必要とされる科目（第 4 学年編入生及び専攻科入学生）
- 3 特別に開講する授業の期間  
休業期間中又は平日の放課後
- 4 特別に開講する授業  
集中講義又は補講
- 5 特別に開講する授業による単位の認定  
上記 2 (1) に該当する科目については、1 単位の科目にあつては 22.5 時間以上、2 単位の科目にあつては 45 時間以上の授業を行い、終了後に試験を実施する。試験の合格をもってプログラムの単位として認定する。なお、専攻科生がこの単位認定を希望し受講する場合には、必要な科目を開講することがある。
- 6 能力認定  
上記 2 (2) の能力認定が必要とされる科目については、補講の後、能力認定のための試験を行う。
- 7 その他
  - (1) この取扱いにより特別に開講する授業を受講しなかった者については、プログラムの修了者として認めない。
  - (2) 通学が不可能な者に対しては学寮等を開放することもある。

## 附 記

この取扱いは、平成 18 年 4 月 1 日から実施し、平成 15 年度から適用する。